

資料 4

令和 8 年度介護職員等医療的ケア研修事業委託

企画提案審査要領

令和 8 年 2 月
岩 手 県

令和8年度介護職員等医療的ケア研修事業に関する企画提案の審査について

1 審査基準

(1) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとし、審査員1人当たり50点満点として審査します。

審査項目		配点
研修企画の内容	① 研修企画の方針・方向性は、研修目的に合致し、介護職員等の医療的ケアの知識・技術修得のための研修として適切なものであるか。	10
研修実施の体制	② 研修実施体制は、研修の目的を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。	15
	③ 研修の実施にあたり、安全の確保に十分に配慮された措置が取られているか（体制が整備されるか）。	10
費用積算の妥当性	④ 研修費用は、委託する業務内容に基づき、適切に積算されているか。	5
研修実績	⑤ 研修実績は、研修業務を委託するのに十分なものであるか。	10

(2) 得点の計算方法

各審査項目について、5点満点で評価し（＝評点）、その点数に本業務における重要度に応じて設定する倍数を掛け合わせるにより、当該審査項目における得点を計算します。

評点	評価
5点	非常に優れた提案である
4点	優れた提案である
3点	妥当である
2点	やや不十分である
1点	不十分である

2 審査方法

次の各号により企画提案の適否を決定。

(1) 各企画提案とも、各選定委員による合計点の平均が50点満点中30点以上であること。

(2) 複数の事業者から(1)の基準を満たす企画提案があった場合、各選定委員において最も得点の高い事業者のうち、より多くの選定委員が選定した者を委託候補者として決定する。

この場合において、複数の事業者が同数であるときは、総得点の高い方を委託候補者として決定する。

(3) 企画提案書の合計点数が(1)の基準に達しない提案は採用せず、(1)の基準を満たす企画提案書がほかにない場合は再度企画競争を行う。